

生徒指導規程

三原市立本郷中学校
(令和5年12月11日改定)

第1章 総則

1 目的

この規程は、本校教育目標がめざす生徒像を具現化するためのものである。そのため、生徒が充実した学校生活を送るという観点から、必要な事項を定めるものとする。また、学校という集団生活の場において、全ての生徒が安全かつ安心して学校生活を送り、さらに将来にわたって社会の一員としての規則を守る大切さを学び、自律の精神の確立と主体的に学ぶ生徒の育成に向けて、この規程を定めるものとする。

2 学校教育目標

自律の精神の確立と主体的に学ぶ生徒の育成

3 めざす生徒像

- 何事にも果敢に挑戦し、わからなくてもできなくても粘り強く取り組み、最後まで諦めない生徒
- 誰にでも明るく笑顔で接し、心温かく行動する生徒
- 夢を志に高める生徒
- 自分に自信を持ち、主体的に行動し、光り輝く生徒

第2章 学校生活に関すること

1 自転車通学についての指導

交通ルールを守り、マナー良く安全に登下校できるように指導する。

- (1) 自転車通学時の二人乗り・ヘルメット不完全装着・通学鞆の後部荷台のゴム紐不着・一時停止違反・並進走行・通学路違反等の違反生徒には、保護者連絡をさせていただき、違反回数によっては自転車通学を一定の期間停止します。
- (2) 自転車通学の停止期間は、1年間を通して、違反1回目は保護者連絡、違反2回目は3日間、違反3回目は1週間、違反4回目は1か月、違反5回目は1年間(学年末)とする。停止期間中は学校で自転車を預かる。
- (3) 荷ひもが切れた場合は、学校で荷ひもを貸し出します。

2 頭髪・服装についての指導

衛生的で学習の場にふさわしい姿になるように指導する。

- (1) 定期的に身なり点検を行う。
- (2) 基本的に服装・頭髪の違反があった場合、担任・当該学年の生徒指導担当・生徒指導主事と連携し、指導する。
- (3) その場で直すことができることは、その場で改善するよう指導を行う。できない場合は本人、保護者と確認し、期限を設けて改善するよう指導を行う。
- (4) 違反があった場合は保護者連携を行い、改善が見られない場合は特別な指導を行う。

- (5) パーマ、染色・脱色及び整髪料を使用した、化粧をした場合は特別な指導を行う。
- (6) ポロシャツ、ズボン、スカート等を忘れた場合は、学校で貸し出し指導を行う。
- (7) 靴下、ベルトの違反や不着用については、学校で貸し出し指導を行う。
- (8) ピアスの装着は学校で預かり、当該生徒と保護者に来校していただきます。預かったピアスは直接、保護者に返却します。
- (9) 眉毛をいじった場合、指導をし、保護者連絡をします。再三の注意・指導にもかかわらず、指導に従わない場合は特別な指導を行う。

3 不要物持ち込みについての指導

学校での学習や部活動に必要なものは、校内へ持ち込まないように指導する。

- (1) エアガン・ナイフ類等の危険な不要物、タバコ等の未成年者に認められていない不要物、携帯電話（スマホ）・携帯ゲーム機・ゲームソフト・携帯音楽プレイヤー等電子機器、漫画等の持ち込みについては、学校で預かり特別な指導を行い、保護者連絡し保護者に返却する。
- (2) 飴・ガム等の菓子類、飲食物等の不要物の持ち込みについては、学校で預かり特別な指導を行い、保護者連絡し保護者に返却する。また、貰ったり食べたりした生徒も指導し、保護者連携を行う。
- (3) 学校全体で不要物の持ち込みが続く場合や危険な不要物があった場合等、状況に応じて持ち物検査を実施する。

4 学習規律についての指導

全員が安全に、安心して授業を受けることができるように指導する。

- (1) 暴言・騒ぐ・暴れる・立ち歩き・指導に従わない等の授業妨害・怠惰については、特別な指導を行う。
- (2) 授業エスケープ・無断下校等は特別な指導を行い、該当生徒とその保護者に来校していただき指導する。学校外に出たエスケープは、状況により警察連携をする。
- (3) 試験中（小テスト等も含む）のカンニングや採点後の答案書き換え等の不正行為については、特別な指導を行い、該当生徒とその保護者に来校していただき指導する。カンニングの場合は、以後の受験は認めず当該試験期間中の得点は原則0点とする。採点後の答案書き換えの場合は、当該教科を原則0点とする。

第3章 校外での生活に関すること

1 校外の生活についての指導

校外の生活においても安全・安心して過ごせるように指導する。

- (1) 外出する際には、保護者の許可を得る。
- (2) 生徒同士の夜間外出や外泊はしない。
- (3) 映画館やボウリング場などの遊技場、カラオケボックスやゲームセンター等へ行く場合は保護者同伴とする。

※広島県青少年健全育成条例では、青少年の23時から6時までの外出は制限されており、違反した場合は補導の対象となる。

第4章 特別な指導に関すること

1 特別な指導の目的・内容について

- (1) 特別な指導は、生徒が自ら起こした問題行動を反省し、よりよい学校生活を送り、人間形成を行うためのものである。生徒が同じ過ちを繰り返さないように、自分がした問題行動について、しっかりと振り返り、「事実」「何がいけなかったのか」「誰に迷惑をかけたのか」「今後どうすればよいのか」等を考え自省することを目的とする。
- (2) 内容や期間等は事案ごとに生徒指導委員会で協議し、学校長が判断する。
- (3) 場所は別教室とし基本的に他の生徒と接触しないよう、登下校の時間・休憩時間等も配慮する。
- (4) 特別な指導を行った時は、家庭と連携を行う。場合によっては保護者に来校してもらい連携を行う。
- (5) 法令・法規に違反する行為・暴力行為・いじめ等については、その内容に応じて、警察・こども家庭センター等の関係機関と連携する。
- (6) 繰り返し問題行動を起こし、他の生徒の教育に妨げがあると認める生徒に対しては、「出席停止」を検討する。「出席停止」を実施する場合は、「三原市立学校管理規則」に従って取り組む。

2 反社会的な行動についての指導・対応

- (1) 反社会的行動については、特別な指導を行い、該当生徒とその保護者に来校していただき指導する。幫助または一緒に行動・同席した場合や、携帯電話（スマホ）等でのメールやSNS等での誹謗中傷書き込み同調行為及び情報拡散行為等も状況により同様に特別な指導をする。また、状況により、警察等関係機関と連携する。

※反社会的な問題行動とは、万引き・喫煙・暴力行為・いじめ行為・器物損壊・窃盗・恐喝・家出・夜間徘徊・不純異性交遊・脅し行為等の異常な迷惑行為・携帯電話（スマホ）等でのメールやSNS等での誹謗中傷の書き込み・その他法律に触れる行為や警察の補導対象となる行為です。

第5章 その他

1 携帯電話やスマートフォン等について

- (1) 生徒が学校生活外において、携帯電話・スマートフォン等を所持・使用することは禁止しないが、その使用方法、管理等については、保護者の責任のものとする。そのため、ネットいじめや極度の依存の問題等の事案に対しては、学校では対応しかねるため、警察や専門機関に対応を求める。
- (2) 生徒が学校へ持ってきた場合、その場で直ちにに取り上げ、特別な指導を行い、保護者連絡し、保護者に返却する。
- (3) クロームブックに係るルールについては、別途定め、それに基づいて指導する。